

<問題 1 >

AからCまでのうち、外国のメーカーに該非判定に必要な内容を確認する際、どの国際輸出管理レジームの英文を参考に確認をしたら良いか、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦の貿易会社は、台湾のメーカーより、外為令別表の2の項に関連する技術を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の2の項は、MTCRの規制なので、同サイトにある英文で事前にメーカーにスペックを確認する。
- B 本邦の貿易会社は、台湾のメーカーより、外為令別表の8の項に関連するソフトウェアを購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の8の項に関するソフトウェアは、ワッセナー・アレンジメント(WA)の規制なので、同サイトにある Category 4 Computers の英文で事前にメーカーにスペックを確認する。
- C 本邦の貿易会社は、台湾のメーカーより、外為令別表の15の項に関連する技術を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の15の項は、ワッセナー・アレンジメント(WA)の規制なので、同サイトにある Sensitive List の英文で事前にメーカーにスペックを確認する。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題2>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、在日フランス大使館より、外為令別表の9の項に該当するソフトウェア（1セット）の注文を受けた。メーカーXが、在日フランス大使館にソフトウェアを納品する場合、役務取引許可申請が必要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、在日フランス大使館より、輸出令別表第1の9の項に該当する通信装置（価額150万円・1セット）の注文を受けた。メーカーXが、在日フランス大使館に通信装置を納品する場合、輸出許可申請が必要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、横須賀にある在日米軍基地より、輸出令別表第1の9の項に該当する通信装置（価額150万円・1セット）の注文を受けた。メーカーXが、在日米軍基地に通信装置を納品する場合、輸出許可申請が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題3>

AからCのうち、少額特例について正しい説明はいくつあるか答えなさい。
なお、輸出令別表第1の6の項に告示貨物はない。

- A 本邦にあるメーカーXは、アメリカにある自動車メーカーYより1つの注文で、輸出令別表第1の6の項(7)1に該当するロボット1台(価額90万円)と輸出令別表第1の6の項(7)2に該当するロボット1台(価額90万円)の注文を受けた。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することができる。
- B 本邦にあるメーカーXは、アメリカにある自動車メーカーYより1つの注文で、輸出令別表第1の6の項(4)に該当するアイソスタチックプレス1台(価額90万円)と輸出令別表第1の6の項(5)に該当するコーティング装置1台(価額90万円)の注文を受けた。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することができる。
- C 本邦にあるメーカーXは、アメリカにある自動車メーカーYより1つの注文で輸出令別表第1の3の項(2)7に該当する弁1セット(価額10万円)と輸出令別表第1の3の項(2)9に該当するポンプ1セット(価額40万円)の注文を受けた。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することができる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題4>

本邦にあるメーカーXは、以下の条件で輸出令別表第1の9の項(7)に該当する暗号通信装置(1台・価額90万円)をタイにあるタクシー会社Yに輸出する予定である。契約は2019年2月1日に締結し、2019年3月1日に輸出する予定である。メーカーXは、タクシー会社Yから事前に暗号通信装置の使用説明書を入手したいと言われた場合の対応について正しい説明を1つ選びなさい。

(条件)

- ①タクシー会社Yの用途は、タクシー配車用である。
- ②メーカーXは一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を取得している。
- ③輸出令別表第1の9の項(7)は告示貨物ではない。
- ④暗号通信装置の使用説明書は外為令別表の9の項(1)に該当する。

1. この場合、メーカーXは、暗号通信装置を一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して、タクシー会社Yに輸出できるので、メーカーXは使用説明書について、暗号通信装置の売買契約を締結した2019年2月1日からタクシー会社Yに提供できる。
2. この場合、暗号通信装置の使用説明書は、暗号通信装置を購入すれば、誰でも入手できるので、貿易外省令第9条第2項第九号の公知の技術にあたる。したがって、メーカーXは暗号通信装置の売買契約前でも、使用説明書をタクシー会社Yに提供できる。
3. この場合、メーカーXは、暗号通信装置について、少額特例を適用して、タクシー会社Yに輸出できる。したがって、メーカーXは使用説明書について、暗号通信装置の売買契約を締結した2019年2月1日から、タクシー会社Yに提供できる。

＜問題 5＞

本邦にあるメーカー X は、来月、以下の条件で部品洗浄装置 1 台を中国にあるメーカー Y に輸出する予定である。この場合、メーカー X は、どのような対応をしたらよいか正しい説明を 1 つ選びなさい。

(条件)

- ①部品洗浄装置は、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する。
- ②部品洗浄装置の初期製造時の市場価格は、600 万円である。
- ③輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 9 に該当するポンプ α は、部品洗浄装置内に 2 セット正當に組み込まれている。ポンプ α は、部品洗浄装置の初期製造時にポンプ専門業者から 1 セット 20 万円で購入した。
- ④故障時の予備として、ポンプ α を 1 セット追加同梱する。
- ⑤メーカー X は、特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を取得している。
- ⑥メーカー Y の用途は民生用途である。

- 1. 部品洗浄装置内のポンプ α について、運用通達の 10%ルールは適用できるが、予備のポンプ α (1 セット) は適用できないので、特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を適用して、メーカー Y に輸出する。
- 2. 部品洗浄装置内のポンプ α について、運用通達の 10%ルールは適用できるが、予備のポンプ α (1 セット) は適用できないので、少額特例を適用して、メーカー Y に輸出する。
- 3. 部品洗浄装置内のポンプ α について、運用通達の 10%ルールは適用できるが、予備のポンプ α (1 セット) は適用できないので、個別の輸出許可を取得して、メーカー Y に輸出する。

<問題 6 >

AからCのうち、法的に正しい説明は、いくつあるか答えなさい。なお、AからCの輸出貨物は、全て輸出令別表第1の16の項に該当する。

- A 本邦にあるメーカーXは、台湾にあるメーカーYより炭素繊維1トンの注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該炭素繊維を使用して、通常兵器である戦車の製造に使用すると連絡があった。この場合、メーカーXは、輸出許可申請が必要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、韓国にあるメーカーYより炭素繊維1トンの注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該炭素繊維を使用して、通常兵器である戦車の製造に使用すると連絡があった。この場合、メーカーXは、輸出許可申請は不要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第3の2の地域であるレバノンにあるメーカーYより炭素繊維1トンの注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該炭素繊維を使用して、通常兵器である戦車の製造に使用すると連絡があった。この場合、メーカーXは、輸出許可申請が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題7>

AからCのうち、遵守基準省令について、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 遵守基準省令では、「関係法令に違反したとき、又は違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。」と規定されている。
- B 遵守基準省令では、「統括責任者及び輸出等業務従事者に対し、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うよう努めること。」と規定されている。
- C 遵守基準省令では、「取引によって提供し、又は輸出をしようとする特定重要貨物等の用途（当該取引の相手方が提供を受け、又は当該特定重要貨物等の輸入者が輸入した当該特定重要貨物等を別の者に提供することをその用途とする場合にあつては、当該特定重要貨物等を利用する者又は需要者に係る情報を含む。）を確認する手続を定め、当該手続に従って用途の確認を行うこと。」と規定されている。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

＜問題 8＞

AからCのうち、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可について、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

（条件）

- ①本邦にある貿易会社Xは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得している。
- ②需要者は中国にあるメーカーYで、用途は家電の製造である。
- ③AからCの貨物の価額は、各々120万円である。

- A 貿易会社Xは、契約に基づき輸出令別表第1の14の項に該当する貨物をメーカーYに輸出する場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出することができる。
- B 貿易会社Xは、契約に基づき輸出令別表第1の9の項（7）に該当する貨物をメーカーYに輸出する場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出することができる。なお、輸出令別表第1の9の項（7）に該当する貨物は、告示貨物ではない。
- C 貿易会社Xは、契約に基づき輸出令別表第1の15の項（2）に該当する貨物をメーカーYに輸出する場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出することができる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題9>

AからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xのタイ現地法人は、輸出令別表第1の1の項に該当する産業用銃を米国にあるメーカーYより購入し、ポルトガルにあるメーカーZに売却する予定である。産業用銃は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、建築用途であっても貿易会社Xは仲介貿易取引許可が必要である。
- B 本邦にある貿易会社Xのタイ支店は、輸出令別表第1の1の項に該当する産業用銃を米国にあるメーカーYより購入し、ポルトガルにあるメーカーZに売却する予定である。産業用銃は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、建築用途であっても貿易会社Xは仲介貿易取引許可が必要である。
- C 本邦にある貿易会社Xは、輸出令別表第1の1の項に該当する産業用銃を米国にあるメーカーYより購入し、ポルトガルにあるメーカーZに売却する予定である。産業用銃は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、建築用途であっても貿易会社Xは仲介貿易取引許可が必要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

＜問題 10＞

外為令別表の 5 の項に関する A から C までの説明のうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

(参照条文)

外為令別表の 5 の項

	技 術
5	(1)輸出貿易管理令別表第1の5の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (2)輸出貿易管理令別表第1の5の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (3)セラミック粉末又はセラミックの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)及び15の項の中欄に掲げるものを除く。) (4)ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (5)ビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふっ素化合物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (6)削除 (7)複合材料の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(4の項の中欄に掲げるものを除く。) (8)電波の吸収材又は導電性高分子の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(4の項の中欄に掲げるものを除く。)

- A 外為令別表の 4 の項に該当する「複合材料の設計に係る技術」は、外為令別表の 5 の項 (7) にも該当する。
- B 外為令別表の 5 の項 (8) の括弧書きにある「4 の項」とは、外為令別表の 4 の項のことである。
- C 外為令別表の 5 の項 (1) 中の「経済産業省令」とは、貨物等省令のことである。

1. 1 個
2. 2 個
3. 3 個

<問題 1 1 >

AからCのうち、外為令別表の3の2の項に関する規定について、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 輸出令別表第1の3の2の項(1)に該当するウイルスを効率的に増殖させる製造技術は、外為令別表の3の2の項(1)に該当する。
- B 輸出令別表第1の3の2の項(1)に該当するウイルスの使用に係る技術は、外為令別表の3の2の項(1)に該当する。
- C 輸出令別表第1の3の2の項(2)に該当する凍結乾燥器に付けるメーカーのロゴマークに関する設計図面は、外為令別表の3の2の項(2)に該当する。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

(参考条文)

外為令別表の3の2の項		貨物等省令第15条の3	
項番	項目	項番	項目
外為令別表 3の2の項 (1)	輸出令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術		
外為令別表 3の2の項 (2)	輸出令別表第1の3の2の項(2)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	貨物等省令 第15条の3	外為令別表の3の2の項(2)の経済産業省令で定める技術は、第2条の2第2項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

<問題 1 2 >

AからCのうち、外為法第69条の6の罰金について、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 輸出令別表第1の4の項に該当する貨物（価格100万円）を無許可で輸出した者への罰金は、3,000万円以下である。
- B 輸出令別表第1の6の項に該当する貨物（価格100万円）を無許可で輸出した者への罰金は、500万円以下である。
- C 輸出令別表第1の2の項に該当する貨物（価格1億円）を無許可で輸出した者への罰金は、5億円以下である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 13>

AからCのうち、下線部分が正しい説明は、いくつあるか答えなさい。なお、輸出者は、本邦にあるメーカーで、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得している。

- A 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の6の項に該当する測定装置を米国にある軍の研究所に輸出し、通常兵器の開発製造に用いられる場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。
- B 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の6の項に該当する測定装置を中国にあるメーカーに輸出し、通常兵器の開発製造に用いられる場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。
- C 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の6の項に該当する測定装置を米国にあるメーカーに輸出し、大陸間弾道ミサイルの開発製造に用いられる場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 1 4 >

AからCのうち、下線部分が正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xは、来月、輸出令別表第1の16の項に該当する鋼材10トンハンガリーにあるメーカーYに輸出する予定である。貿易会社Xの営業部長が、事前にハンガリーにあるメーカーYの本社を表敬訪問したところ、軍からの表彰状とミサイルのような写真が本社玄関に飾られていた。この場合、メーカーYは、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件に該当するので、貿易会社Xは、輸出許可申請が必要である。
- B 本邦にある貿易会社Xは、来月、輸出令別表第1の16の項に該当する鋼材10トンパキスタンにあるメーカーYに輸出する予定である。貿易会社Xの営業部長は、輸出する1週間前にライバル企業である貿易会社Zの営業部長から、メーカーYは、パキスタンの核兵器製造に関わっている企業だと連絡を受けた。この場合、メーカーYは、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件に該当するので、貿易会社Xは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。
- C 本邦にある貿易会社Xは、先月、輸出令別表第1の16の項に該当する鋼材10トン台湾にあるメーカーYに建築用資材として輸出した。後日、貿易会社Xの営業部長が、台湾にあるメーカーYの本社を表敬訪問したところ、軍から表彰状とミサイルのような写真が本社玄関に飾られていた。この場合、メーカーYは、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件に該当するので、貿易会社Xは、輸出許可申請が必要である。

1. 0個
2. 1個
3. 2個

＜問題 15＞

AからCまでの貨物を本邦から無許可輸出した者に対して、外為法第69条の6第2項第二号の罰則が適用されるものは、いくつあるか答えなさい。

- A 輸出令別表第1の1の項(11)に該当する軍用ヘルメット(価額10万円)
- B 輸出令別表第1の2の項(15)に該当するロボット(価額200万円)
- C 輸出令別表第1の15の項(2)に該当する導電性高分子(価額20万円)

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

(参考条文)輸出令第14条

(核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい貨物)

第14条 法第69条の6第2項第二号に規定する政令で定める貨物は、別表第1の1の項((5)、(6)及び(10)から(12)までを除く。)及び同表の2から4までの項の中欄に掲げる貨物(核兵器等を除く。)とする。

<問題16>

AからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦の大学生Xは、休暇中にグアムに行ってダイビングをする予定である。その際、日頃から使用している自給式潜水用具（輸出令別表第1の12の項（9）に該当・価額120万円）を自己使用目的で持ち出す予定であるが、持ち帰るものであれば、輸出許可は不要である。
- B 本邦の大学生Xは、輸出令別表第1の9の項（7）に該当するパソコン（価額30万円）を持って、輸出令別表第4の地域であるイラクの難民キャンプに1週間の予定で出国する予定である。当該パソコンは、自己使用目的で、持ち帰るものであれば、輸出許可は不要である。
- C 本邦のメーカーXは、英国のメーカーYより、液体 α （輸出令別表第1の16の項に該当）の注文を受けた。メーカーXは、メーカーYから送られてきた輸出令別表第1の3の項（2）に該当する貯蔵容器（通い容器）に液体 α を入れて、英国のメーカーYに輸出する予定である。この場合、当該貯蔵容器（通い容器）は、英国に戻す際、輸出許可は必要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題 17 >

AからCのうち、外為法等遵守事項の資料管理に関して、下線部分が正しい説明は、いくつあるか答えなさい。なお、輸出先の用途は全て民生用途とする。

- A 本邦にあるメーカーは、少額特例を適用して、英国にあるメーカーに輸出令別表第1の15の項に該当する貨物 α を輸出した。この場合、貨物 α の輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも5年間保存する必要がある。
- B 本邦にあるメーカーは、個別の輸出許可を取得して、台湾にあるメーカーに輸出令別表第1の2の項に該当する貨物 α を輸出した。この場合、輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも7年間保存する必要がある。
- C 本邦にあるメーカーは、タイにあるメーカーに輸出令別表第1の16の項に該当する貨物 α を輸出した。この場合、貨物 α の輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも3年間保存する必要がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 18 >

AからCのうち、貿易外省令第9条第2項について、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦にある家電量販店や専門店などで市販されているソフトウェアは、リスト規制に該当する技術であっても、不特定多数の者が購入できるものであれば、貿易外省令第9条第2項第十四号イの市販プログラム特例にあたり、常に役務取引許可は不要である。
- B 本邦にある書店などで市販されている書籍は、リスト規制に該当する技術であっても、不特定多数の者が購入できるものであれば、貿易外省令第9条第2項第九号の「公知の技術」にあたり、常に役務取引許可は不要である。
- C 本邦にあるX大学は、リスト規制に該当する技術で公開特許情報となった技術をイラクにあるY大学に提供する予定である。公開特許情報は不特定多数の者が入手できるので、貿易外省令第9条第2項第九号の「公知の技術」にあたり、常に役務取引許可は不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題19>

AからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の7の項（1）に該当する集積回路を韓国に輸出して、ストック販売をする際、予定される需要者及び特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要はない。
- B 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号通信装置をフィリピンの警察に輸出し、台風による人命救助に使用すると連絡を受けている場合、「届出」は、必要である。
- C 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の7の項（1）に該当する集積回路を中国に輸出して、ストック販売をする際、予定される需要者及び特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要はない。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題20>

AからCのうち、下線部分が正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 米国にあるメーカーXは、本邦で開催されている国際見本市に最新のバルブ1セット（輸出令別表第1の3の項（2）に該当）を米国から出品したところ、韓国にあるメーカーYが購入することになり、本邦から韓国にあるメーカーYに輸出することになった。この場合、メーカーXは、無償告示第一号3が適用できるので、輸出許可は不要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、先月、個別の輸出許可を取得して、オーストラリアにあるメーカーYに輸出令別表第1の3の2の項（2）に該当する遠心分離機1セットを輸出した。ところが遠心分離機が1週間も経たずに故障したため、メーカーYから強いクレームがあり、メーカーXは、至急、交換用として同機種同型番の遠心分離機1セットを輸出し、後日、故障した遠心分離機を輸入する予定である。この場合、交換用としての同機種同型番の遠心分離機1セットは、無償告示第一号1が適用できるので、輸出許可は不要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、7年前に輸出許可を取得して、ドイツのメーカーYに輸出したポンプ1セット（輸出令別表第1の3の項（2）に該当）が故障したので、日本に送り返してもらった。到着後、メーカーXは故障箇所のみを修理し、ドイツに再輸出する場合、修理費用と送料を合わせて、50万円かかったとしても、無償告示第一号1が適用できるので、輸出許可は不要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

(参照条文)無償告示第一号(抜粋)

- 一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって、次に掲げるもの(1から5までの項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。)
- 1 本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出されるもの
 - 2 (省略)
 - 3 本邦において開催された博覧会、展示会、見本市、映画祭その他これらに類するもの(4に掲げるものを除く。)に外国から出品された貨物であって、当該博覧会等の終了後返送されるもの(輸出貿易管理令別表第4に掲げる地域(以下「特定地域」という。)以外の地域から輸入された貨物であって、特定地域を仕向地として返送されるものを除く。)
 - 4 保税展示場で開催された国際博覧会、国際見本市その他これらに類するものの

運営又はこれらの施設の建設、維持若しくは撤去のために必要な貨物であつて、当該国際博覧会等の終了後返送されるもの（特定地域以外の地域から輸入された貨物であつて、特定地域を仕向地として返送されるものを除く。）

5～9（省略）

<問題 2 1 >

以下の問題文を読んで、下線部分が、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

本邦にあるメーカーXは、赤字経営が続いていたため、代表取締役と営業部長が共謀して、輸出令別表第1の2の項に該当する工作機械1台（総価額2,000万円）をリスト規制非該当と偽って、中国にある軍事関連メーカーYに無許可で輸出した。この場合、メーカーYは、外為法第72条第1項により、7億円以下の罰金刑に問われる。

<問題 2 2 >

以下の外為法の条文を読んで、下線部分が、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

第 5 3 条 経済産業大臣は、第 4 8 条第 1 項の規定による許可を受けなくて同項に規定する貨物の輸出をした者に対し、5 年以内の期間を限り、輸出を行い、又は特定技術を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引若しくは当該取引に関する特定記録媒体等の輸出若しくは外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信を行うことを禁止することができる。

<問題 2 3 >

EAR に関する以下の説明を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

EAR99 のソフトウェアを本邦から再輸出する場合、仕向地、用途に関わらず、許可不要である。

<問題 2 4 >

EAR に関する以下の説明を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

許可例外(A)とは、NS 理由のみで規制され、CCL の当該 ECCN の許可例外(List Based License Exceptions)の箇所に (A) が適用可能(Yes)と記載されている品目の D:1 国群(北朝鮮を除く)向けの輸出・再輸出に適用可能な許可例外である。ただし、D:1 国群(北朝鮮を除く)における民生エンドユースのために、民生エンドユーザー向けに輸出・再輸出される場合に限られている。(A)には、CIV が入る。

<問題 25>

EAR に関する以下の説明を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

規制品目分類番号(ECCN)の2桁目の英記号は品目の形態を表しており、「B」は当該品目が「試験、検査及び製造装置」であることを示している。

平成30年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第9回)

(STC Advanced)試験問題